

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
	外	-	-
取 得 財 産 価 額		3,858	267,687,249
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		108	3,013,663
債 務 控 除 額		2,080	18,189,837
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		422	1,565,917
課 税 価 格	実	3,875	254,076,992
相 続 税 額	算 出 税 額	3,800	31,345,843
	2 割 加 算 額	314	666,128
	計	3,800	32,011,971
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	92	84,540
	配 偶 者	657	7,921,752
	未 成 年 者	25	8,735
	障 害 者	116	137,402
	相 次 相 続	146	228,323
	外 国 税 額	-	-
	計	990	8,380,752
差 引 税 額	実	3,329	23,631,219
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		44	171,542
小 計		3,323	23,459,677
農 地 等 納 税 猶 予 額		116	1,185,132
株 式 等 納 税 猶 予 額		1	1,244
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,288	22,356,288
	還 付 税 額	25	82,987
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,439	115,410,000

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 18 年 分	4,244	275,674,688	32,688,111	10,968,833	3,494	19,309,574	15	43,166	1,536
平成 19 年 分	3,898	255,153,260	30,050,851	9,354,759	3,270	18,188,983	15	26,888	1,444
平成 20 年 分	3,950	280,567,899	39,715,123	11,050,887	3,355	25,838,447	23	51,670	1,454
平成 21 年 分	3,767	260,254,631	32,797,575	9,511,237	3,152	19,569,732	19	44,394	1,377
平成 22 年 分	3,875	254,076,992	32,011,971	8,380,752	3,288	22,356,288	25	82,987	1,439

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	473	31,164,899	402	2,432,603	168
鳴門	145	8,897,200	105	404,431	65
阿南	91	5,495,797	71	334,866	34
川島	50	3,127,341	43	138,174	20
脇町	28	1,915,117	25	107,810	12
池田	32	2,076,681	27	158,281	10
徳島県計	819	52,677,035	673	3,576,165	309
高松	565	39,129,420	477	4,542,808	214
丸亀	138	13,012,264	117	1,554,799	57
坂出	83	4,532,250	69	241,163	33
観音寺	86	5,186,419	72	418,130	30
長尾	79	4,410,785	69	339,873	30
土庄	24	998,295	17	29,489	8
香川県計	975	67,269,433	821	7,126,262	372
松山	764	49,958,031	657	3,869,408	270
今治	210	12,547,840	183	832,067	78
宇和島	63	3,926,900	54	250,755	24
八幡浜	50	2,577,573	44	176,913	17
新居浜	107	6,509,980	89	471,701	45
伊予西条	86	5,077,040	77	211,606	37
大洲	41	2,187,867	38	107,834	15
伊予三島	93	4,985,474	80	258,308	31
愛媛県計	1,414	87,770,705	1,222	6,178,593	517
高知	430	32,342,047	373	4,428,845	151
安芸	21	823,767	20	31,343	8
南国	95	6,287,734	76	649,113	38
須崎	26	1,559,845	21	97,303	10
中村	54	3,088,705	48	148,859	19
伊野	41	2,257,721	34	119,806	15
高知県計	667	46,359,819	572	5,475,269	241
合計	3,875	254,076,992	3,288	22,356,288	1,439

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
		人	千円	人	千円	人	
本年分	申 告 額	3,876	253,843,111	3,288	22,291,834	1,439	
	修正申告による増差額	75	514,440	109	107,644	48	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	38	280,559	47	43,190	18	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 3,875	254,076,992	実 3,288	22,356,288	実	1,439
過 年 分	申 告 額	157	7,286,355	134	396,089	85	
	修正申告による増差額	1,010	11,039,355	1,374	1,993,104	574	
	更正による増差額	4	213,735	5	34,187	4	
	更正等による減差額	190	1,809,030	223	467,663	117	
	決 定 額	2	145,101	2	18,175	2	
	計	実 1,341	16,875,516	実 1,711	1,973,891	実	673
合 計	申 告 額	4,033	261,129,466	3,422	22,687,923	1,524	
	修正申告による増差額	1,085	11,553,795	1,483	2,100,748	622	
	更正による増差額	4	213,735	5	34,187	4	
	更正等による減差額	228	2,089,589	270	510,853	135	
	決 定 額	2	145,101	2	18,175	2	
	計	実 5,216	270,952,508	実 4,999	24,330,179	実	2,112

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	24	3,293	27	6,352	4	8,631
過 年 分	977	159,286	141	57,464	109	93,615
合 計	1,001	162,579	168	63,816	113	102,246

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	362	30,096,944	1,046,733	182,508	406,919	845
1 億円超	747	103,175,430	1,136,102	771,125	4,267,184	2,330
2 "	198	47,778,743	332,612	333,388	3,904,479	663
3 "	89	32,991,553	289,346	157,431	3,860,490	341
5 "	29	16,613,689	46,100	61,713	2,853,068	99
7 "	7	5,740,653	25,000	58,697	889,175	40
10 "	4	5,478,012	6,000	3,300	1,539,361	19
20 "	1	2,475,176	-	-	1,108,588	2
30 "	2	9,492,911	130,100	-	3,462,570	7
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,439	253,843,111	3,011,993	1,568,161	22,291,834	4,346

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	2	72	136	107	45	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	58	161	268	182	45	22	5	2	-	1	-
2 "	-	3	44	71	51	23	3	2	1	-	-	-
3 "	-	3	10	28	27	12	5	2	1	-	-	1
5 "	-	1	8	6	9	3	1	1	-	-	-	-
7 "	-	-	1	2	2	1	-	-	-	-	-	1
10 "	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-
20 "	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	138	361	484	317	84	31	11	5	-	1	2

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	607	21,437,198
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	507	7,891,632
	宅地（借地権を含む。）	1,327	75,715,001
	山林	375	467,874
	その他の土地	353	7,040,098
	計	実 1,351	112,551,803
家屋、構築物		1,289	15,053,367
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	181	286,199
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	33	249,278
	売掛金	43	117,186
	その他の財産	79	1,161,374
	計	実 256	1,814,038
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	265	13,096,973
	同上以外の株式及び出資	906	12,925,776
	公債及び社債	348	6,845,506
	投資・貸付信託受益証券	475	7,794,027
	計	実 1,120	40,662,282
現金、預貯金等		1,429	67,857,150
家庭用財産		934	341,953
その他の財産	生命保険金等	304	9,040,349
	退職金及び功労金等	104	4,323,999
	立木	143	116,367
	その他	1,188	15,624,214
	計	実 1,247	29,104,929
合計		実 1,435	267,385,522
相続時精算課税適用財産価額		93	3,011,993
債務		1,204	15,380,507
葬式費用		1,412	2,742,058
計		実 1,429	18,122,565
差引純資産価額		実 1,438	252,274,950
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		244	1,568,161
課税価額		実 1,439	253,843,111

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。